

町田市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年(2013年) 8 月 3 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市市税条例の一部を改正する条例

町田市市税条例（昭和３６年１２月町田市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第２２条第２項中「第３１４条の７第２項」の次に「（法附則第５条の６第２項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

第４２条第５項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成１１年法律第１９８号）附則第９条第１項又は第１１条第１項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成１４年法律第１３０号）第１１条第１項第７号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和４９年法律第４３号）第１９条第１項第１号イの事業を含む。）」を削る。

第９４条第４項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第９条第１項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第１１条第１項第７号イの事業を含む。）」を削る。

附則第３条の２中「、第４１条」を削り、「延滞金の」の次に「年１４．６パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の１１月３０日を経過する時における日本銀行法（平成９年法律第８９号）第１５条第１項第１号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年４パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第９３条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に０．１パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年１４．６パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合とし、年７．３パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合」に改め、同条に次の１項を加える。

2 当分の間、第 4 1 条に規定する延滞金の年 7 . 3 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第 3 条の 2 の 2 第 1 項中「日本銀行法」の次に「（平成 9 年法律第 8 9 号）」を加え、「以下本項」を「当該期間内に前条第 2 項の規定により第 4 1 条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項」に、「到来する場合には、」を「到来する場合における」に、「前条」を「前条第 2 項」に改める。

附則第 3 条の 2 の 3 中「第 9 項」を「第 1 0 項」に改める。

附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 3 5 年度」を「平成 3 9 年度」に、「平成 2 5 年」を「平成 2 9 年」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附則第 5 条の 4 中「附則第 5 条の 5 第 2 項」の次に「（法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第 8 条の 2 の見出し中「附則第 1 5 条第 2 項第 6 号及び第 1 0 項」を「附則第 1 5 条第 2 項第 6 号等」に改め、同条第 2 項中「附則第 1 5 条第 1 0 項」を「附則第 1 5 条第 9 項」に改める。

附則第 1 5 条の 2 第 3 項中「又は第 3 7 条の 9 の 2 から第 3 7 条の 9 の 5 まで」を「、第 3 7 条の 9 の 4 又は第 3 7 条の 9 の 5 」に改める。

附則第 1 7 条第 1 2 項中「、第 5 項、第 1 4 項、第 1 8 項から第 2 6 項まで、第 2 8 項、第 3 0 項、第 3 2 項若しくは第 3 6 項」を「、第 1 2 項、第 1 6 項から第 2 4 項まで、第 2 6 項、第 2 7 項、第 2 9 項、第 3 3 項、第 3 7 項若しくは第 3 8 項」に改める。

附則第 2 2 条の 2 の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成 2 3

年 3 月 1 1 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。) により滅失 (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (平成 2 3 年法律第 2 9 号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。) 第 1 1 条の 6 第 1 項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。) をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等 (同条第 1 項に規定する土地等をいう。次項において同じ。) の譲渡 (震災特例法第 1 1 条の 4 第 6 項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。) をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第 1 5 条、附則第 1 5 条の 2、附則第 1 5 条の 3 又は附則第 1 6 条の規定を適用する。

附 則 第 1 5 条 第 1 項	第 3 5 条第 1 項	第 3 5 条第 1 項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成 2 3 年法律第 2 9 号) 第 1 1 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第 3 1 条第 1 項	租税特別措置法第 3 1 条第 1 項
附 則 第 1 5 条 の 2 第 3 項	第 3 5 条の 2 まで、第 3 6 条の 2、第 3 6 条の 5	第 3 4 条の 3 まで、第 3 5 条 (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 1 1 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。) 第 3 5 条の 2、第 3 6 条の 2 若しくは第 3 6 条の 5 (これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の

		臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。)
附 則 第 1 5 条 の 3 第 1 項	租税特別措置法第 31 条の 3 第 1 項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 31 条の 3 第 1 項
附 則 第 1 6 条 第 1 項	第 35 条第 1 項	第 35 条第 1 項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第 32 条第 1 項	租税特別措置法第 32 条第 1 項

附則第 22 条の 2 第 2 項中「前項の規定は、同項」を「前 2 項の規定は、これら」に、「、前項」を「、これら」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第 11 条の 6 第 2 項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第 2 項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部

分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第15条、附則第15条の2、附則第15条の3又は附則第16条の規定を適用する。

附則第23条第1項中「附則第45条第3項」を「附則第45条第4項」に、「「法附則第5条の4の2第5項」を「「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に、「附則第5条の4の2第5項」と、」を「附則第5条の4の2第6項」と、」に改め、同条第2項中「第13条の2第1項から第5項」を「第13条の2第1項から第6項」に、「附則第45条第4項」を「附則第45条第5項」に、「「法附則第5条の4の2第5項」を「「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に、「適用される法附則第5条の4の2第5項」を「適用される法附則第5条の4の2第6項(法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第22条第2項の改正規定並びに附則第3条の2、第3条の2の2、第3条の2の3、第5条の4、第15条の2及び第22条の2の改正規定並びに次条並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 平成26年1月1日

(2) 附則第5条の3の2及び第23条の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 平成27年1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 改正後の町田市市税条例(以下「新条例」という。)附則第3条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第3条の2の3の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第22条の2第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新条例附則第23条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から港湾法の一部を改正する法律(平成25年法律第31号)附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第17条第12項の規定の適用については、同項中「、第37項若しくは第38項」とあるのは「若しくは第37項」とする。

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
(寄附金税額控除) 第 2 2 条 略 2 前項の特例控除額は、法第 3 1 4 条の 7 第 2 項(<u>法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>)に定めるところにより計算した金額とする。 (固定資産税の納税義務者等) 第 4 2 条 略 2 ~ 4 略 5 土地区画整理法(昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号)による土地区画整理事業(農住組合法(昭和 5 5 年法律第 8 6 号)第 8 条第 1 項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第 7 条第 1 項第 1 号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成 9 年法律第 4 9 号)第 4 6 条第 1 項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 4 5 条第 1 項第 1 号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和 5 0 年法律第 6 7 号)による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地 (以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第 1 0 0 条の 2(農住組合法第 8 条第 1 項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 4 6 条第 1 項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第 8 3 条において準用する場合を含む。)の規定によって管理する土地で当	(寄附金税額控除) 第 2 2 条 略 2 前項の特例控除額は、法第 3 1 4 条の 7 第 2 項に定めるところにより計算した金額とする。 (固定資産税の納税義務者等) 第 4 2 条 略 2 ~ 4 略 5 土地区画整理法(昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号)による土地区画整理事業(農住組合法(昭和 5 5 年法律第 8 6 号)第 8 条第 1 項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第 7 条第 1 項第 1 号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成 9 年法律第 4 9 号)第 4 6 条第 1 項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 4 5 条第 1 項第 1 号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和 5 0 年法律第 6 7 号)による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号)による土地改良事業(<u>独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成 1 1 年法律第 1 9 8 号)附則第 9 条第 1 項又は第 1 1 条第 1 項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法(平成 1 4 年法律第 1 3 0 号)第 1 1 条第 1 項第 7 号イの事業又は旧農用地整備公団法(昭和 4 9 年法律第 4 3 号)第 1 9 条第 1 項第 1 号イの事業を含む。</u>)の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地 (以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があった場合又は土地区画整理法に

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分のある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。 6・7 略 (特別土地保有税の納税義務者等) 第94条 略 2・3 略 4 土地区画整理法による土地区画整理事業(農住組合法第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項の規定により土地区画	よる土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。)の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。 6・7 略 (特別土地保有税の納税義務者等) 第94条 略 2・3 略 4 土地区画整理法による土地区画整理事業(農住組合法第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項の規定により土地区画

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業を含む。次項において同じ。)又は土地改良法による土地改良事業の施行に係る土地について法令の定めるところによって仮換地又は一時利用地(以下この項において「仮換地等」という。)の指定があった場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなった日以後においては、当該仮換地等である土地に対応する従前の土地(以下この項において「従前の土地」という。)の取得又は所有をもって当該仮換地等である土地の取得又は所有とみなし、当該従前の土地の取得者又は所有者を第1項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。 5・6 略 附 則 (延滞金の割合等の特例) 第3条の2 当分の間、第9条、第33条第2項、第38条第3項、第39条第2項、第41条の12第2項、第60条第2項、第84条第5項、第87条第2項、第102条第2項(第103条の7において準用する場合を含む。)、第103条第2項(第103条の7において準用する場合を含む。)、第122条及び第129条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定に	整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業を含む。次項において同じ。)又は土地改良法による土地改良事業(<u>独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。</u>)の施行に係る土地について法令の定めるところによって仮換地又は一時利用地(以下この項において「仮換地等」という。)の指定があった場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなった日以後においては、当該仮換地等である土地に対応する従前の土地(以下この項において「従前の土地」という。)の取得又は所有をもって当該仮換地等である土地の取得又は所有とみなし、当該従前の土地の取得者又は所有者を第1項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。 5・6 略 附 則 (延滞金の割合等の特例) 第3条の2 当分の間、第9条、第33条第2項、第38条第3項、第39条第2項、<u>第41条</u>、第41条の12第2項、第60条第2項、第84条第5項、第87条第2項、第102条第2項(第103条の7において準用する場合を含む。)、第103条第2項(第103条の7において準用する場合を含む。)、第122条及び第129条第2項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(<u>各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第</u>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>より告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年７．３パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年１４．６パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合とし、年７．３パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合）とする。</u> <u>２ 当分の間、第４１条に規定する延滞金の年７．３パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。</u> （納期限の延長に係る延滞金の特例） 第３条の２の２ 当分の間、日本銀行法（平成<u>９年法律第８９号</u>）第１５条第１項（第１号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年５．５パーセントを超えて定められる日からその後年５．５パーセント以下に定められる日の前日までの期間（<u>当該期間内に前条第２項の規定により第４１条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第７５条の２第１項（同法第１４５条第１項において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第３２１条の８第１項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第８１条の２４第１項の規定により延長された法第３２１条の８第４項に規定する申告書の提出期限が当該年５．５パーセント以下に定められる日以後に到来するこ</u>	<u>８９号）第１５条第１項第１号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年４パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年７．３パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に０．１パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</u> （納期限の延長に係る延滞金の特例） 第３条の２の２ 当分の間、日本銀行法第１５条第１項（第１号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年５．５パーセントを超えて定められる日からその後年５．５パーセント以下に定められる日の前日までの期間（<u>以下本項において「特例期間」という。）内（法人税法第７５条の２第１項（同法第１４５条第１項において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第３２１条の８第１項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第８１条の２４第１項の規定により延長された法第３２１条の８第４項に規定する申告書の提出期限が当該年５．５パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合には、当該市民税に係る第４１条の規定による延滞金については、当該年５．５パーセントを超えて定められる日から当該延長さ</u>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
ととなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第41条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第41条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合が年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。 2 略 (公益法人等に係る市民税の課税の特例) 第3条の2の3 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(租税特別措置法第40条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。 第5条の3の2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の市民税に限り、	れた申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第41条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合が年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。 2 略 (公益法人等に係る市民税の課税の特例) 第3条の2の3 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第9項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(租税特別措置法第40条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。 第5条の3の2 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第19条及び第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2・3 略 (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第5条の4 第22条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第19条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第14条の3第1項、附則第14条の4第1項、附則第15条第1項、附則第16条第1項、附則第16条の2第1項又は附則第16条の3の2第1項の規定の適用を受けるときは、第22条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、<u>法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に定めるところにより計算した金額とする。 (<u>法附則第15条第2項第6号等の条例で定める割合</u>) 第8条の2 略 2 <u>法附則第15条第9項</u>に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲	所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第5項</u>に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第19条及び第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2・3 略 (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第5条の4 第22条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第19条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第14条の3第1項、附則第14条の4第1項、附則第15条第1項、附則第16条第1項、附則第16条の2第1項又は附則第16条の3の2第1項の規定の適用を受けるときは、第22条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、<u>法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。</u> (<u>法附則第15条第2項第6号及び第10項の条例で定める割合</u>) 第8条の2 略 2 <u>法附則第15条第10項</u>に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第 1 5 条の 2 略 2 略 3 第 1 項 (前項において準用する場合を含む。) の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第 3 3 条から第 3 3 条の 4 まで、第 3 4 条から第 3 5 条の 2 まで、第 3 6 条の 2、第 3 6 条の 5、第 3 7 条、第 3 7 条の 4 から第 3 7 条の 7 まで、<u>第 3 7 条の 9 の 4 又は第 3 7 条の 9 の 5 の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u> (宅地等に対して課する平成 2 4 年度から平成 2 6 年度までの各年度分の都市計画税の特例) 第 1 7 条 略 2 ~ 1 1 略 (読替規定) 1 2 法附則第 1 5 条第 1 項、<u>第 1 2 項、第 1 6 項から第 2 4 項まで、第 2 6 項、第 2 7 項、第 2 9 項、第 3 3 項、第 3 7 項若しくは第 3 8 項、第 1 5 条の 2 第 2 項又は第 1 5 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 1 3 1 条第 2 項中「又は第 2 8 項」とあるのは「若しくは第 2 8 項又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 まで」とする。</u> 1 3 略 (東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の<u>延長</u>の特例) 第 2 2 条の 2 <u>その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成 2 3 年 3 月 1 1 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の</u>	渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第 1 5 条の 2 略 2 略 3 第 1 項 (前項において準用する場合を含む。) の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第 3 3 条から第 3 3 条の 4 まで、第 3 4 条から第 3 5 条の 2 まで、第 3 6 条の 2、第 3 6 条の 5、第 3 7 条、第 3 7 条の 4 から第 3 7 条の 7 まで<u>又は第 3 7 条の 9 の 2 から第 3 7 条の 9 の 5 までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u> (宅地等に対して課する平成 2 4 年度から平成 2 6 年度までの各年度分の都市計画税の特例) 第 1 7 条 略 2 ~ 1 1 略 (読替規定) 1 2 法附則第 1 5 条第 1 項、<u>第 5 項、第 1 4 項、第 1 8 項から第 2 6 項まで、第 2 8 項、第 3 0 項、第 3 2 項若しくは第 3 6 項、第 1 5 条の 2 第 2 項又は第 1 5 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 1 3 1 条第 2 項中「又は第 2 8 項」とあるのは「若しくは第 2 8 項又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 まで」とする。</u> 1 3 略 (東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の<u>延長</u>の特例) 第 2 2 条の 2 <u>その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成 2 3 年 3 月 1 1 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の</u>

町田市市税条例新旧対照表

改正後			改正前
事故による災害をいう。次項において同じ。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。)第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第15条、附則第15条の2、附則第15条の3又は附則第16条の規定を適用する。			事故による災害をいう。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。)第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。)をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。)をした場合には、附則第15条第1項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第15条の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第15条の3第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第16条第1項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第15条、附則第15条の2、附則第15条の3又は附則第16条の規定を適用する。
附則第15条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)	
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項	
附則第15	第35条の	第34条の	

町田市市税条例新旧対照表

改正後			改正前
<u>条の 2 第 3 項</u>	<u>2 まで、第 3 6 条の 2、第 3 6 条の 5</u>	<u>3 まで、第 3 5 条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 1 1 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。) 第 3 5 条の 2、第 3 6 条の 2 若しくは第 3 6 条の 5(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 1 1 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。)</u>	
<u>附則第 1 5 条の 3 第 1 項</u>	<u>租税特別措置法第 3 1 条の 3 第 1 項</u>	<u>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 1 1 条の 6 第 1 項</u>	

町田市市税条例新旧対照表

改正後			改正前
		<u>の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項</u>	
<u>附則第16条第1項</u>	<u>第35条第1項</u>	<u>第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)</u>	
	<u>同法第32条第1項</u>	<u>租税特別措置法第32条第1項</u>	
<u>2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者(以下この項において「被相続人」という。)の相続人(震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。)が、当該滅失をした旧家屋(同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。)の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合(当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。)</u> における当該土地等(当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住し			

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>ていた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第 2 7 条の 2 第 4 項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第 1 5 条、附則第 1 5 条の 2、附則第 1 5 条の 3 又は附則第 1 6 条の規定を適用する。</u> <u>3</u> 前 2 項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第 2 5 条第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 2 6 条第 1 項の確定申告書を含む。) に、<u>これらの</u>規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。) に限り、適用する。 (東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例) 第 2 3 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第 1 3 条第 1 項の規定の適用を受けた場合における附則第 5 条の 3 及び附則第 5 条の 3 の 2 の規定の適用については、附則第 5 条の 3 第 1 項中「租税特別措置法第 4 1 条又は第 4 1 条の 2 の 2 」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成 2 3 年法律第 2 9 号) 第 1 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第 4 1 条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第 4 1 条の 2 の 2 」と、	2 前項の規定は、<u>同項</u>の規定の適用を受けようとする年度分の第 2 5 条第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 2 6 条第 1 項の確定申告書を含む。) に、<u>前項</u>の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。) に限り、適用する。 (東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例) 第 2 3 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第 1 3 条第 1 項の規定の適用を受けた場合における附則第 5 条の 3 及び附則第 5 条の 3 の 2 の規定の適用については、附則第 5 条の 3 第 1 項中「租税特別措置法第 4 1 条又は第 4 1 条の 2 の 2 」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成 2 3 年法律第 2 9 号) 第 1 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第 4 1 条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第 4 1 条の 2 の 2 」と、

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
「法附則第5条の4第6項」とあるのは「<u>法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項</u>」と、附則第5条の3の2第1項中「<u>租税特別措置法第41条又は第41条の2の2</u>」とあるのは「<u>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2</u>」と、「<u>法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>」とあるのは「<u>法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項</u>」と、同条第2項第2号中「<u>租税特別措置法第41条の2の2</u>」とあるのは「<u>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2</u>」とする。 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は<u>第13条の2第1項から第6項までの規定の適用を受けた場合における附則第5条の3及び第5条の3の2の規定の適用については、附則第5条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「<u>法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項</u>」と、附則第5条の3の2第1項中「<u>法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>」とあるのは「<u>法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項(法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>」とする。</u>	「法附則第5条の4第6項」とあるのは「<u>法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項</u>」と、附則第5条の3の2第1項中「<u>租税特別措置法第41条又は第41条の2の2</u>」とあるのは「<u>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2</u>」と、「<u>法附則第5条の4の2第5項</u>」とあるのは「<u>法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項</u>」と、同条第2項第2号中「<u>租税特別措置法第41条の2の2</u>」とあるのは「<u>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2</u>」とする。 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は<u>第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第5条の3及び第5条の3の2の規定の適用については、附則第5条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「<u>法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項</u>」と、附則第5条の3の2第1項中「<u>法附則第5条の4の2第5項</u>」とあるのは「<u>法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項</u>」とする。</u>